

特定貸付, 営農困難時貸付農地がある場合

記入例

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証明願

令和〇〇年 〇月 〇日

倉敷市農業委員会会長 様

この適格者証明願は 2 通作成してください。相続税納税猶予は、期限内申告にかかる相続税額に限り適用されます。(申告期限は相続の開始を知った日の翌日から 10 ヶ月以内)

農地等の相続人氏名

倉敷 太郎

倉敷

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

原則として死亡の日まで農業を営んでいた人が対象です。

被相続人が生前に贈与税納税猶予の特例を受けている場合、記入します。

Table with 4 columns: 住所, 氏名, 職業, 相続開始年月日. Includes details for 倉敷市西中新田 640 番地, 倉敷 一郎, 専業農業, and agricultural land area of 6,000 m².

被相続人が他市町村に所有していた面積も含む

該当でない場合は斜線

特定貸付け

被相続人の行った貸付けの該当する方を〇で囲みます。貸付年月日、貸付先の農業経営者の氏名も記入してください。2つ以上貸付けを行っている場合はそれぞれ記入してください。

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

相続等により、相続税の申告期限までに農業経営を開始する必要があります。

農業以外の職業については具体的に記入します。

Table with 4 columns: 住所, 氏名, 職業, 生年月日. Includes details for 倉敷市西中新田 640 番地, 倉敷 太郎, 兼業農業(小売販売業), and birth date 昭和〇〇年 〇月 〇日.

特定貸付けが一部ある場合は上記の()内に「特定貸付け(一部)」と記入、営農困難時貸付けの場合は「営農困難時貸付け(一部)」と記入します。相続人が取得した農地のすべてが特定貸付けを行っている場合は、上記「年月日」の文字を二重線で消し、()内に「特定貸付け(全部)」と記入します。

(2) 農地等の相続人の推定相続人 (生前一括贈与を受けた農地等について使用貸付設定されている場合)

特定貸付けに関する事項を記入します。

Table with 4 columns: 住所, 氏名, 職業, 生年月日. Includes details for 倉敷市西中新田 640 番地, 倉敷 太郎, 兼業農業(小売販売業), and birth date 昭和〇〇年 〇月 〇日.

該当でない場合は斜線

上記の(2)は、贈与税の納税猶予の適用を受けた受贈者が、農業者年金特例付加年金受給のため、納税猶予の適用を受けている農地等の全部を、その推定相続人である後継者に対し、使用貸借権の設定をして、その届出を税務署に行い、納税猶予を継続適用している場合で、その贈与者が死亡した場合に推定相続人である後継者について記入します。

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する適格者であることを証明する。

令和 年 月 日

倉敷市農業委員会 会長 〇 〇 〇

農業委員会の農地部会で審議後、証明書を交付しますので日付は記入しないでください。

記入例

別表 特例適用農地等の明細書

特定貸付、営農困難時貸付農地がある場合

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所	倉敷市西中新田 640 番地	※ 3			
	氏名	倉敷 太郎	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
相続開始年月日		令和〇〇年△〇月〇日	5 回目	6 回目	7 回目	8 回目
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日		令和 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・

特例適用農地等の明細

番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	特定貸付農地等	営農困難時貸付農地等	面積 (㎡)	※ 譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1	田	田	倉敷市西中新田 640 番 1	内・外			1,800	
2	田	田	倉敷市〇〇〇123 番	外	○		1,000	
3	田	畑	倉敷市西中新田 640 番 3	内			300	
4	畑	耕作権	倉敷市西中新田 640 番 5	内			600	
5	畑	畑	倉敷市西中新田 640 番 7	内			350	
6	畑	畑	倉敷市笹沖 170 番 1	外			500	750 ㎡の内 500 ㎡
7	以下余白							
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
合計							4,550	

特定貸付農地等、営農困難時貸付農地等の該当がある場合、○をします。

他人から借り受けて農地の用に供している農地については「耕作権」と記入します。

市街化区域内にある農地については「内」、それ以外の区域の場合は「外」と記入します。

一筆の農地の内に、非農地部分がある場合、非農地部分はこの特例を受けられませんので、農地部分の面積を上記のように記入します。また農地部分を求積した図面を添付してください。

田・畑・採草放牧地の順に記入してください。土地が田や畑などの農地に該当するかどうかは、その土地の現状が耕作の目的に供しているかどうか、客観的に判断します。

1 枚目の証明願と 2 枚目の明細書に割印を押印してください。

倉敷